

〔注〕2008年4月から改正沿革を付記した。

改正	2008年4月1日	2010年4月1日
	2011年4月1日	2015年4月1日
	2016年4月1日	

(趣旨)

第1条 中京大学は、各学部・サークルの健全な活動を援助するため部室を設ける。部室の使用については、この規程の定めるところによる。

(運営)

第2条 部室の管理運営は、学生支援課及びスポーツ振興課が行う。

2 体育会長及び文化会長は、部室の管理運営について、必要に応じて意見を述べることができる。

(部室の使用許可)

第3条 学生支援課及びスポーツ振興課は、部室の使用許可について、年度ごとに学長に文書にて申請し、承認を得なければならない。

(その他)

第4条 部室の使用に関することは、中京大学部室使用細則の定めるところによる。

2 この規程及び前項の中京大学部室使用細則に違反した団体は、部室の使用認可を取り消す。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、学生支援課及びスポーツ振興課が発議し、学長が行う。

附 則

この規程は、1974年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、1988年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、1996年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。